

定期報告を忘れていませんか 必ず報告提出しましょう

定期報告とは・・・設置費用報告、運転費用報告、増設費用報告のことです。
 (※定期報告は発電設備の設置者・登録者のいずれも行うことが可能です)

定期報告未提出の事業者に向けて、資源エネルギー庁より注意喚起です

2018年8月10日 までに至急提出

提出がない場合は経済産業大臣による指導の対象となるほか
 認定取り消しの対象となる可能性があります。



定期報告のやり方 おさらい



FITポータルサイト ▶ <https://www.fit-portal.go.jp/>

	10kW 未満	10kW 以上
報告入力 マニュアル	https://goo.gl/ps7cka	https://goo.gl/dh9FA7
SIソーラー作成 補足マニュアル	https://goo.gl/P2PAEv	https://goo.gl/L4ZcsU

- ◆ゼロセッチ（リース）の場合と、ペイセッチ（ローン）の場合は報告内容が違います。
- ◆設置費用報告と運転費用報告は同時に出来ないため、設置費用報告の認証が下りてから運転費用報告をして下さい
- ◆電子申請ページの ID・パスワードを忘れた方
<https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword>
- ◆電子申請が出来ないお客様へのご案内はコチラ（専用の用紙が用意されています）
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_report.html



JPEA 代行申請センター

詳しくは ☎0570-07-8210
 【平日のみ 9：20～17：20】

電話が繋がらない場合

☎0570-057-333
 【平日のみ 9：00～17：00】

経産省 管轄部署
 新エネルギー課

☎03-3501-4031
 【平日のみ 8：30～18：15】

定期報告に関するお知らせ（注意喚起）

FIT 制度の認定を受けた事業については、法令上の認定基準として、再生可能エネルギー発電事業者が発電設備の設置に要した費用の報告（設置費用報告）及び認定発電設備の年間の運転に要した費用の報告（運転費用報告）等を経済産業大臣に対して行うことを求められています。（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第1項第6号及び第7号）

定期報告を行う時期については、

設置費用報告：発電設備が運転開始した日から1ヶ月以内

運転費用報告：発電設備が運転開始した月の翌月末までに毎年1回

（※住宅用太陽光発電（10kW未満）は別途経済産業大臣が求めた場合に限り御報告いただくこととしており、本文書によって報告を求めるものではありません。）

（例）2014年6月10日に運転開始した場合

⇒ 毎年7月末までに前年6月10日～6月9日までの運転費用を報告

増設費用報告：出力を増加させた場合、増加した出力で運転再開した日から1ヶ月以内

となっております。時期を超過しても定期報告を御提出いただいていない事業者の皆様におかれては、大至急御提出をお願い申し上げます。

定期報告の提出は認定基準として義務付けられているため、2018年8月10日までに御提出いただけない場合には、経済産業大臣による指導の対象となるほか、認定が取消しの対象となる可能性があります。

※ 2017年度以降に新規認定及び変更認定された太陽光発電設備の案件の一部については、ログインID・パスワードの通知及びシステムのデータ変更が済み次第、費用報告をしていただきますようお願いいたします。

1. 定期報告の対象者

設置費用報告：住宅用太陽光発電を含め認定を受けたすべての再生可能エネルギー発電事業者
（注1）

運転費用報告：住宅用太陽光発電以外の認定を受けたすべての再生可能エネルギー発電事業者
住宅用太陽光発電は経済産業大臣が求めた場合にのみ対象（注2）

増設費用報告：認定を受けたすべての再生可能エネルギー発電事業者（注3）

（注1）特例太陽光発電設備（設備IDの冒頭がFの設備）及びRPS制度からの移行認定設備は不要。

（注2）特例太陽光発電設備（設備IDの冒頭がFの設備）は不要。

（注3）増設した結果10kW以上の設備とならない場合は不要。

※定期報告は発電設備の設置者・登録者のいずれも行うことが可能です。

2. 定期報告の方法

<太陽光発電>

以下のホームページ（FIT ポータルサイト）より、ログイン ID・パスワードを入力いただいた上で、電子報告を行ってください。

<http://www.fit-portal.go.jp/>

電子報告ができない場合については、以下のホームページ（なっとく再生可能エネルギー）から様式をダウンロードいただき、以下の【宛先】に御送付ください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_report.html

様式のダウンロードもできない場合は、様式をお送りいたしますので、【宛先】まで、住所・氏名・連絡先（携帯電話等）、設備規模（10kW 未満、10kW 以上）、報告区分（設置費用報告、運転費用報告、増設費用報告）を楷書にて明記した用紙（様式自由）と切手 140 円分を封筒に入れ、封筒表面に「定期報告様式送付依頼」と大きく記載しお送りください。返送用封筒を同封する必要はありません。なお、様式の御送付は個人の方を対象としております。

【宛先】

一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター(JP-AC) 報告グループ
〒105-0003
東京都港区西新橋 2 丁目 23 番 1 号 第 3 東洋海事ビル 2 階
(TEL) 0570-07-8210 (FAX) 03-3578-8082

※太陽光発電については、報告内容の確認を資源エネルギー庁から一般社団法人太陽光発電協会に委託しております。報告内容に疑義がある場合は、同協会より個別にお問い合わせをさせていただく場合があります。

<太陽光発電以外>

以下のホームページ（なっとく再生可能エネルギー）から様式をダウンロードいただき、設備所在地所管の経済産業局に御提出ください。

都道府県と所管経済産業局の関係及び各経済産業局の連絡先についても、以下のホームページをご覧ください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_report.html#htab2

お問い合わせ先

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電 話：太陽光発電について(JPEA 代行申請センター(JP-AC))

0570-07-8210（平日 9:20~17:20）

太陽光発電以外、または太陽光発電で上記回線が繋がらない場合

0570-057-333（平日 9:00~18:00）